

# ダイコクコガネ保護管理計画

## 1 保護対象種の概要

### ダイコクコガネ

*Copris ochus* Motschulsky, 1860

### コガネムシ科ダイコクコガネ属

体長 18-28mm。黒色で光沢は鈍い。オスは、頭部に後方に反った1本の大きな角を持ち、前胸背板にも2対の突起があるが、小型なオスになるほど目立たない。メスは頭部に板状の横隆起と前胸背板に弧状に突出した横隆状と1対のくぼみがある。



成虫は、5月から10月に発生する。主に牛糞に集し、糞下に坑道を掘り、糞を運び込んで摂食する。地下20-30cmに育児室を作り、数個の糞球を作り産卵する。シベリア東部、モンゴル、中国、朝鮮半島に分布し、国内では、北海道、本州、四国、九州、佐渡島、伊豆諸島、壱岐島、大隅諸島に分布する。

## 2 島根県におけるダイコクコガネの状況

### (1) 県内での生息地域及び生息環境

本種は、三瓶山の放牧地にのみ生息が確認されている。

しまねレッドデータブックにおいては、絶滅のおそれが最も高い「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されている。(環境省レッドデータブック：絶滅危惧Ⅱ類)

### (2) 存続を脅かす原因

生息地での牧畜形態の変化(放牧範囲の減少、放牧地の植生変化)や捕獲圧の増加。

#### 【生息地での牧畜形態の変化】

1950年代には1300頭もの牛が900haの範囲で放牧されていたが、2006年時点では約100頭の牛が101haの範囲で放牧されるのみとなった。さらに、2006年時点の放牧範囲101haの内、ダイコクコガネの生息に適している自然植生地の範囲は41haであり、そこに放牧されている頭数は約20頭となっている。(ダイコクコガネは自然植生を餌とした牛の糞を好む)

#### 【捕獲圧の増加】

本種は日本最大の糞虫として人気のある種であり、県内の生息地においても捕獲者を確認している。

### (3) 現在までの保護事業

島根県では平成17年度から生息状況調査等を継続して実施。

また、保全活動の推進と普及啓発のため生息地を「みんなで守る郷土の自然」地域に選定。(平成22年度)

「事業内容」

- ア 生息状況調査
- イ 糞虫相調査
- ウ 繁殖状況調査
- エ 採集圧調査

## 3 保護管理事業の目標

### (1) 維持すべき生息環境

ダイコクコガネが安定的に生息可能な放牧環境を維持する。

### (2) 捕獲圧の低減

違法な捕獲ゼロを目指す。

## 4 保護管理事業の区域

県内における本種の生息地。

## 5 保護管理事業の内容

### (1) 個体群の保全及び管理

ア モニタリング

ダイコクコガネの生息地は個体群の衰退と環境の変化が進んでいることから、生息状況や環境改変状況に係る定期的なモニタリングを実施する。

イ 生息地における捕獲の防止

ダイコクコガネは希少性から、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定希少野生動植物の種に指定され、捕獲が禁止されている。従って、そのことを積極的に周知するため、標識の設置等を行う。また、希少野生動植物保護巡視員等を認定し、巡視員等が実施するパトロールにより違法な捕獲の防止効果を高める。

## (2) 生息環境の保全及び管理

### ア 放牧環境の適正な維持管理

ダイコクコガネは、現在では、三瓶山の一放牧場でしか生息が確認されていない。1次産業である畜産業（放牧）の衰退及び牧畜形態の変化に伴い生息環境が悪化してきた。今後は残された放牧環境の適正な維持管理を土地所有者及び事業者と連携しながら行う。

### イ 生息地である草原の環境管理

生息地である草原の管理として、草原植生が保たれるように定期的な草刈りやシダ、イバラ類の引き抜き、日当たりを良くするための低木林の伐採、一部地域では表土流出を止めるなどの保全対策を計画的に推進する。

### ウ 生息地等保護区の指定

種の指定のみでは保護が十分に図られない場合には、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」による生息地等保護区の指定を検討する。

## 6 他の法的規制等

自然公園法（大山隠岐国立公園第2種特別地域）

## 7 事業推進の連携体制

ダイコクコガネ保護管理事業の実施に当たっては、関係行政機関・地元住民・研究機関・民間団体・事業者・希少野生動植物保護巡視員等による連携を図り、効果的に事業を推進する。

### 【用語説明】

■生息地等保護区：知事が指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときに、その個体の生息地等及びこれと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息等の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認め、指定を行った区域。（島根県希少野生動植物の保護に関する条例第19条）

■みんなで守る郷土の自然：地域レベルで自然環境の保全が必要と認められるもののうち、地域住民または関係団体等により、みんなで守るという意識にたった保全が継続して行われているかまたは、今後こうした活動が計画されている地域を知事が選定したもの。